

福山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2024年（令和6年）7月31日
福山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な事務として位置付けられた。

福山市における農業の概況は、水稻を中心に、多種多様な野菜・果樹等が栽培されており肉用牛や養鶏などの畜産業も盛んに行われている。市内では、都市近郊型農業として、特色ある産地が形成され、特に県内一の栽培面積を誇る「ぶどう」や生産量日本一を誇る「くわい」、都市近郊の立地を生かして栽培される「ほうれんそう」は、本市の魅力ある特産物となっている。

また、農業構造については、農林業センサスによる2020年（令和2年）の本市の農家戸数は6,253戸となっており、2000年（平成12年）の10,134戸から20年間で約38%減少している。また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は82.2%で高齢化が進行しており、その多くは後継者の成り手がいない状況である。

このような現状のなか、多様な担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定される「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、福山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (2024年（令和6年）4月)	3,400 ha	176 ha	5.17 %
3年後の目標 (2027年（令和9年）4月)	3,292 ha	161 ha	4.89 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 推進委員の担当制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の効率的な実施について検討し、調査の精度向上を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への貸付け事業の促進を検討する。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (A/B)
現状 (2024 年 (令和 6 年) 4 月)	3,400 ha	254 ha	7.5 %
3 年後の目標 (2027 年 (令和 9 年) 4 月)	3,292 ha	306 ha	9.3 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、10 年後の農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力し、市担当課と連携して取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化し、農地中間管理事業の活用

を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者経営体
現状 (2024年(令和6年)4月)	8 経営体
3年後の目標 (2027年(令和9年)4月)	8 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 市、農地中間管理機構等と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地案内を実施する。

② 法人の参入促進について

- 収益性の高い経営を行う法人の農業参入は、地域の担い手確保の有効な手段であることから、参入条件に則した農地・地域のマッチング等により参入の促進を図る。

③ 新規就農フェア等への参加について

- 県市等と連携し、新規就農フェア等に参加することで新規就農希望者の情報収集をする。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

福山市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ効果的に利用していくため、福山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力